

## 職員の転出・転入があった場合

役職連に加入している団体間で職員の転籍があった際、転籍した月の20日までに両団体が「転出・転入届」を提出することにより、役職連に継続して加入することができます。転入した会員の保険料等は、転出時の額となり当該年度の8月まで固定となります。

### 転出・転入届（様式 No. 03-072）記入例

（例）

令和3年4月1日付で△△農業協同組合から□□農業協同組合連合会へ転籍した場合

#### 【転出側の団体】

転 出 ・ 転 入 届				年	月	日
一般社団法人 岩手県農林漁業団体役職員連盟 理事長 殿						
下記のとおり転出または転入したので、届出します。						
<b>・ 転出団体記入欄</b>						
会員番号 (転出前)	団体コード 1 0 0 1	会員コード 0 0 0 1	会員名 (フリガナ) ○○ ○○ ○○ ○○			
転出先団体名	□□□□組合連合会		異動年月日	令和○年4月1日		
団体名                      △△△△組合						
代表者名                    ○○ ○○						

#### 【転入側の団体】

<b>・ 転入団体記入欄</b>						
会員番号 (転入後)	団体コード 1 0 0 2	会員コード 0 0 0 3	会員名 (フリガナ) ○○ ○○ ○○ ○○			
転入前団体名	△△△△組合		異動年月日	令和○年4月1日		
団体名                      □□□□組合連合会						
代表者名                    ○○ ○○						